

残コン・戻りコンの削減にご協力をお願いします!!

現在、当協組管内では毎月、出荷数量の約3%もの残コン・戻りコン(平成26年度統計数字)が発生しています。この割合で年間発生量を推測しますと、少なくとも5万m³程度発生していることとなります。アジテータ車4.25m³積/台換算では約12千台分を持ち帰っていることになり、セメント・骨材などの原材料や車両燃料等が無駄に費やされています。

この状況は、限られた資源の有効活用、廃棄物発生抑制による地球環境保全の観点から問題であると云わざるを得ないと共に工場においては戻ってきた生コンクリートの産業廃棄物処理費用がますます増大化し困惑いたしております。

私たちの地球は、森林伐採や鉱石の採掘、原油等の地下資源の掘削などにより傷ついています。そのため、各方面からは地球環境保全のために資源の無駄遣いの排除に向けた諸活動を実践することが現代の人々に課せられたテーマであると論じられています。

そこで、当協組では少しでも持ち帰り品(残コン・戻りコン)の発生を抑制するために次の様な取り組みを展開して参りたいと考えておりますので、生コンクリートの需要家の皆様方にも是非ご協力賜りますようお願い申し上げます。



～主な取り組み内容～

1. 納入工場との緊密な連絡体制
2. 必要数量の正確な計量と発注数量の徹底管理
3. 打設途中での残必要数量の再確認
4. 最終打設分の発注時の必要数量の精査

つきましては、現場都合で止むを得ず発生する戻りコンの取り扱いにつきましては、本年7月1日より次の内容とさせていただきますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

戻りコン・・・平成28年7月1日より「商品代金相当額+取消料5,000円/m³」のご負担となります。
「レディーミクストコンクリート納入書」及び「当該受領書」に当協組が発行する「契約取消生コン」のシールを貼付し、このシールに施工者ご担当者様のサインをご記入の上、「当該受領書」を工場にお戻しいただくこととなります。

なお、戻りコンの有償化は、平成28年7月1日からの割決物件(A契番以降の物件)より実施となりますが、9月30日までの3ヶ月間は制度の周知及びシール貼付試行期間とし、取消料は同年10月1日以降の出荷分より前記料金を適用させていただきます。

戻りコンとは・・・ご注文を頂いて生産したものの、契約取消となりアジテータ車から全く荷卸しせずに工場に持ち帰る生コンクリートを指します。

以上



埼玉中央生コン協同組合